

CDS取引の証拠金の算出に関する正味現在価値の算出方法等の取扱いについて

2011年7月13日

2012年9月5日改正

2014年12月15日改正

2016年8月31日改正

2019年5月27日改正

2021年12月6日改正

2024年4月22日改正

2025年10月6日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

1. 正味現在価値の算出方法に関する事項（CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第4条関係）

- (1) 変動証拠金等の算出に利用する正味現在価値の算出方法は、CDS清算業務に関する業務方法書第75条に規定する方法に基づき算出された清算値段に基づき、ISDA Standard Modelを利用する方法とする。
- (2) 正味現在価値の算出においては、未決済のイニシャルペイメント金額を考慮することとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、当社若しくは当社以外の機関が設置するシステムの障害により清算値段の算出が行えない等の場合には、「CDS証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プラン」によるものとする。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、正味現在価値の算出に利用する ISDA Standard Model 又は当該モデルで用いる割引率その他のパラメーターの変更に伴い、正味現在価値につき変更前後の2種類が存在することとなる場合において、当社が必要と認めるときは、変更前の正味現在価値と変更後の正味現在価値の差に相当する金額について、当社がその都度定める方法により調整を行うこととする。

2. 極端に大きな価格変動として当社が定める変動率に関する事項（CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い別表2第1項a（b）関係）

- (1) 当初証拠金所要額の算出において利用する「極端に大きな価格変動」として当社が定める変動率は、過去における各銘柄のスプレッドの想定ポジション保有期間における変動率のうち、上昇及び下降それぞれの方向で絶対値が最大となる変動率に相当する率とする。
- (2) 前号に規定する想定ポジション保有期間は10日間とする。

3. ショートチャージに関する事項（CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い別表2第1項b関係）

当初証拠金所要額における「ショートチャージ」の算出において売超額に乘じる比率は、4.8%とする。

4. ビッド・オファースプレッド基準額に関する事項（CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い別表2第1項c関係）

当初証拠金所要額における「ビッド・オファーチャージ」の算出に利用するビッド・オファースプレッド基準額は、次の（1）又は（2）に掲げる区分ごとのビッド又はオファーとミッドとのスプレッドに、銘柄ごとのPV01（スプレッドが1ベーシスポイント変動した場合における正味現在価値の変動額をいう。）を乗じた数値とする。

（1）インデックスCDS取引

気配値の制限グリッド（清算値段を算出するために清算参加者から報告を受ける気配値の調整に用いるビッドとオファーの値幅）の2分の1

（2）シングルネームCDS取引

当社が参照組織ごとに設定するビッド又はオファーとミッドとのスプレッド

以上